

広島県告示第七百九十八号

海岸法（昭和三十一年法律第一号）第三条第一項の規定によって、昭和三十九年広島県告示第四百三十二号で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

平成二十二年九月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 海岸名

尾道糸崎港海岸

二 地区海岸名

相生島地区海岸

三 区域

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から補助点四の一、三の一、二の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線により囲まれた区域。

四 点の位置（基点、補助点の標示角度は真北による。）

基準点 国土地理院三等三角点「柳津」（北緯三四度二六分四八秒六四三一、東経一三三度一六分五四秒〇〇三六、標高二二一・三〇メートル）

基点一 基準点から二五五度三二分〇八秒の方向二、一五七・一七メートルの点

基点二 基点一から一九〇度四二分〇一秒の方向六六三・〇一メートルの点

基点三 基点二から一一一度四九分二五秒の方向三九・一一メートルの点

基点四 基点三から八一度五一分三六秒の方向二一三・〇七メートルの点

補助点一の一 基点一から二八〇度〇〇分〇〇秒の方向三〇・〇〇メートルの点

補助点二の一 基点二から二三二度〇〇分〇〇秒の方向四五・〇〇メートルの点

補助点三の一 基点三から二三二度〇〇分〇〇秒の方向六〇・〇〇メートルの点

補助点四の一 基点四から一四〇度〇〇分〇〇秒の方向三五・〇〇メートルの点